

## 電力供給仕様書

### 1 概要

この仕様書は、電力小売事業者入札プロセスのため詳細な要件を定義し、提案者が提出することが期待される情報、文書、および提案戦略に関する基準を提供することを目的としています。

- (1) 要件 西粟倉村公共施設等で使用する電力の供給
- (2) 需要場所 別紙のとおり
- (3) 業種(用途) 官公署(事務所)

### 2 提案書:提案書には以下の内容を含んでください。

- (1) 提案者に関する情報(会社名、代表者、住所、電話番号、メールアドレスなど)
- (2) 提案戦略の詳細
- (3) 電力供給に関する情報(供給地域、供給形態、供給量など)
- (4) 契約期間・価格に関する提案  
※価格の積算根拠を示す資料及び燃料費調整額の算定方法(基準燃料価格、基準単価、換算係数等)に関する資料(約款の写しでも可)を同時に提出すること。
- (5) 契約違約金に関する情報
- (6) その他、関連する情報

### 3 財務情報:提案者は、以下情報が入った財務情報を提出してください。

- (1) 直近の決算にかかる財務報告書(1年に2回決算がある場合は、その合計)
- (2) 収益性
- (3) 信用力
- (4) 従業員数
- (5) その他、関連する情報

### 4 参考資料:提案者は以下の参考資料を提出してください。

- (1) 提案者の過去の取り組みの事例
- (2) 提案者のビジョンやミッションに関する資料
- (3) その他、関連する情報

### 5 提案書作成のための情報:使用している電力の状況等

- (1) 電気方式等 別紙1のとおり
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
  - ア 契約電力 別紙2のとおり  
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
  - イ 予定使用電力量 別紙2のとおり(令和4年4月～令和5年3月)  
ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。なお、見

積金額の算定に当たっては、別紙2に記載の「契約電力」及び「予定使用電力量」により1年間の金額を算定し、供給期間の年数を乗ずること。

ウ 設置予定発電設備、発電予定量 別紙3のとおり

- (3) 供給地点  
対象建物の西栗倉村所有の開閉器の電源側接続点
  - (4) 電気工作物の財産分界点  
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。
  - (5) 保安上の責任分界点  
供給地点に同じ。
  - (6) 原則として、供給期間内は同一単価とする。
  - (7) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、西栗倉村管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
  - (8) 見積金額の算定に当たっては、力率 100%とし、令和 5 年 8 月におけるの燃料費等調整単価を含めること。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含まない。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とします。
  - (9) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
    - ア 契約電力の単位は1kW とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
    - イ 使用電力量の単位は1kWh とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
    - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。
    - エ 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
    - オ 電気料金は、施設ごとに算出し、小数点以下を切り捨て、別紙1で示した請求区分で請求書を作成し西栗倉村が指定する提出先に提出するものとする。
  - (10) 使用電力量の検針後、各施設の検針結果(種別、使用電力量、単位、料金等)を速やかに所管課へ通知するものとする。
  - (11) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
  - (12) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。
- 6 評価基準:提案は以下の基準に基づいて評価します。
- (1) 提案書に含まれる提案戦略の妥当性
  - (2) 提案書に含まれる契約期間と価格に関する提案
  - (3) 提案者の信用力
  - (4) 提案者のビジョンやミッションに関する情報
  - (5) 提案者の過去の取り組みの事例